

中小企業が行う経営革新事業を支援します！

富士市中小企業経営革新事業補助金

中小企業の新たな事業活動の促進を図り、地域経済の発展を目指すため、意欲をもって新たな事業に取り組む方に補助金を交付します。

経営革新とは…

中小企業者が、新たな経営目標を立て「新事業活動」にチャレンジし、「経営の向上」を図る取り組みのことです。それを計画としてまとめ静岡県の承認を得ることで、補助金を受けられたり、金融機関の融資など、様々な支援が受けられるようになります。

★対象者

静岡県の中小企業経営革新計画の承認を受けており、市税を完納している市内中小企業者

★補助対象事業

静岡県が承認した経営革新計画に従い実施する以下の経営革新事業

①新商品・新技術・新役務開発 ②販路開拓 ③生産性向上

★補助対象経費

謝金、旅費、研究開発事業費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、研修費、委託費等（設備投資は除く）

★補助金額

補助対象経費の1 / 2（上限50万円）

★必要書類

事業計画書（2号様式）、収支予算書、経営革新計画承認書の写し、市税完納証明書、承認を受けた経営革新計画の写し、申請者の企業概要・沿革等が分かる書類の写し等

★注意事項

- ・承認を受けた経営革新計画期間内に実施する事業が補助対象となります
- ・同一事業において国や県など他の補助金との併用はできません
- ・1つの経営革新計画につき1回しか申請できません
- ・複数の経営革新計画を実施していても年度内は1回しか申請できません

まずはご相談ください

富士市産業政策課 Tel：0545-55-2952

Mail：sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

